

別表（第2条関係）

区分	適用
1 蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量1キロワット時以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであって、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。（初期実効容量は、J I S C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。）（システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。）
2 性能表示基準	<p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次に掲げる所定の表示がなされていること。</p> <p>(1)初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。（使用者が独自に指定できない領域は含まない。）（算出方法については、J I S C 4413 を参照すること。）</p> <p>(2)定格出力 蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とし、単位はワット、キロワット又はメガワットのいずれかとする。</p> <p>(3)保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(4)廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。</p> <p>(5)アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。</p>
3 蓄電池部安全基準	「J I S C 8715-2」又は「I E C 62619」の規格を満たすこと。
4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）	「J I S C 4412」の規格を満たすこと。ただし、電気製品認証協議会が定める「J I S C 4412」適用の猶予期間中は、「J I S C 4412-1」若しくは「J I S C 4412-2」（要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第8」に準拠すること。）の規格も可とする。
5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）	蓄電容量10キロワット時未満の蓄電池は、第三者認証機関（ 電気用品安全法 国内登録検査機関であって、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。）の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

6 保証期間	<p>メーカー（蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者を含む。）保証及びサイクル試験による性能のいずれもが10年以上の蓄電システムであって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1)メーカー保証期間（当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）を除く。）内の補償費用は無償であること。</p> <p>(2)蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とすること。</p> <p>(3)J I S C 4413 で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1キロワット時以上の蓄電システムであること。</p>
--------	---